

記入上の注意

子ども医療証は、原則、申請書が板橋区役所に到着した日(※)から有効のものを発行いたします。
お子様が板橋区の住民になった日等からご申請までの間に医療機関にかかっている場合、この書類も併せてご提出いただくことで、有効期間の開始日を遡ることが可能です。有効期間の開始日より前の医療費は板橋区からの助成の対象になりません。

※転入/出生日から14日以内の到着であれば、申立書のご提出は不要です。

申 立 書

私は、下記の理由により子ども医療費助成制度受給の申請が遅れました。

【理由】

- 子ども医療証の申請届出期間があることを知らなかった。
- 子ども医療費助成制度を知らなかった。
- その他（ ）

申請日以前から医療費がかかっているため、____年 ____月 ____日に子ども医療証の資格を遡って作成していただきたく、

有効期間の開始日としたい日をご記入ください

- ・板橋区の住民となった日（転入日/出生日）
- ・転入/出生以降の、最初に医療機関にかかった日 など

年 月 日

[保護者] この書類の記入日 をご記入ください

氏名

住所

電話番号

[子ども]

氏名

生年月日

年

月

日